

公共下水道全体計画見直し方針（改訂版）

1 概要

国におけるここ数年の下水道事業を取り巻く環境は、日本全国で起きている度重なる巨大地震対策としての耐震化の推進やストックマネジメント計画の構築、管きょのカメラ調査等による点検調査の実施、埼玉県八潮市の崩落事故を教訓とする管きょの更新などの適切な維持管理の強化、については、普及率を高める「建設拡張」から、予防保全型の維持管理の実行へとシフトし、将来にわたり安全安心を確保するための「維持管理」を重点的に進めることに移行しています。

現状、本市においては、市街化調整区域において公共下水道の新規整備（建設拡張）を進めているところですが、国が定める本年度末の「概成」（地域ニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、整備が概ね完了すること。）を迎えることを受け、未普及対策にかかる国庫補助金の減額が示唆されており、併せて、人件費や建設材料費の高騰による建設費の増加などにより、事業費市負担分の増加が見込まれます。

また、管きょ等の施設においては、公共下水道の供用開始当初（平成元年）から38年目を迎え、一部修繕を行いながら事業を進めているところですが、管きょの耐用年数が50年と示されていることから、今後は、更新を考える「維持管理」を重点的に進める必要があります。

事業を継続するためには、費用対効果を考え、農業集落排水を公共下水道に統合するなどし、公共下水道全体計画への区域の追加を行い（2（2））、「維持管理」にかかる費用負担の軽減を図ります。

また、令和2年度に策定した公共下水道全体計画見直し方針に則り、傾斜地や既に認可を受けた土地の周辺地でスケールメリットを生かせないとしている区域において、公共下水道全体計画から区域の縮減を行います（2（3））。

併せて、市街化調整区域への投資のうち、スケールメリットを生かすことができるとしていた区域の近隣区域（スケールメリットの検証が必要な土地）の取扱いについて、考え方を追加し、その適用範囲を縮小することにより、区域の縮減を図ります（2（4））。

更には令和8年3月に閣議決定された下水道法の一部を改正する法律に規定された排水区域等の廃止に関する規定の整備に則り、改正下水道法の施行後、公共下水道排水整備区域の範囲を見直します（2（5））。

次回の全体計画の見直し時には、今回策定する方針（改訂版）に則り、全体計画面積及び日最大汚水量の変更が極力少なくなる調整をいたします。

なお、公共下水道整備区域外となる区域については、合併処理浄化槽への転換を推進する区域となります。

2 全体計画見直し方針の改訂内容

(1) 添付図の説明

「那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道事業 汚水計画一般図」について説明します。

藍色：公共下水道整備済区域

水色：公共下水道整備中区域

緑色：農業集落排水整備済区域（広域化（第1期）非該当箇所）

赤色：公共下水道の整備予定区域（公共下水道のスケールメリットを生かすことができると判断された区域）

桃色：引き続き公共下水道全体計画区域とするが、現時点では公共下水道のスケールメリットを生かすことができないため、今後の事業認可を取得する時点で、その時点の土地利用の状況によって、再度事業を実施すべきか判断すべき区域

薄緑：全体計画に追加する区域（2（2））

黄色：令和2年度の見直し方針に則り削除する区域（2（3））

橙色：今回の改訂により事業を実施すべきか判断する区域（2（4））

(2) 市事業により公共下水道全体計画に追加する区域（薄緑）

農業集落排水整備を公共下水道に統合するなど、市事業による公共下水道全体計画へ追加する区域

(ア) 農業集落排水整備のうち公共下水道整備区域へ編入する区域（広域化（第1期））

(イ) 那珂市道の駅整備予定地

(ウ) 既全体計画区域外から公共下水道への流入を認めていた土地

(3) 令和2年度に策定した公共下水道全体計画見直し方針に則り全体計画から縮減する区域（黄色）

(ア) 植物園西側の急傾斜地

(イ) 周辺区域において事業認可の取得をし、その時点で公共下水道のスケールメリットを生かすことができないと判断された土地

令和5年度に公共下水道認可区域となった5地区（杉・菅谷、福田、後台富士山（第2期）、下大賀、古徳）の周辺区域

(4) スケールメリットの検証が必要な土地の取扱い【今回追加】(橙色)

「引き続き公共下水道全体計画区域とするが、現時点では公共下水道のスケールメリットを生かすことができないため、今後の事業認可を取得する時点で、その時点の土地利用の状況によって、再度事業を実施すべきか判断すべき区域」についての取扱い。

- (ア) 周辺区域において事業認可の取得をする予定が無い区域については、今後、維持管理を重点的に進める観点から、現状、事業認可を取得する時点の見通しが立たないため、今回、下水道事業のスケールメリットを再度確認するとし、その結果により、事業を実施すべきか判断します。
- (イ) 公共下水道のスケールメリットを生かすことができると判断された区域から一定の距離が離れた区域については、合併処理浄化槽による汚水処理区域とします。なお、一定の距離については、現在予定しているスケールメリットが生かすことができる区域の末端から **50 m以上** 離れている場合で連単性が取れない場合とします。

(5) 排水整備区域の範囲の見直し【今回追加】

令和8年3月に閣議決定された下水道法の一部を改正する法律に規定された排水区域等の廃止に関する規定の整備に則り、改正下水道法の施行後、公共下水道排水整備区域の範囲を見直します。

市街化調整区域の既に公共下水道の供用開始をしている区域において、既存施設の状況に併せて、供用開始区域の範囲を見直します。

つまりは、既に概成をしている市街化調整区域のうち、公共下水道の整備がされていない道路に面しているところ等については、公共下水道の区域から除外します。

3 今後の予定

- ～ 10月 下水道事業審議会
 - ・那珂市下水道事業全体計画見直し方針（改訂）（案）の諮問・答申
- 11月 庁議
 - ・那珂市下水道事業全体計画見直し方針（改訂）（案）
- 12月 全員協議会
 - ・那珂市下水道事業全体計画見直し方針（改訂）（案）
- ～ 1月 パブリックコメント
 - ・那珂市下水道事業全体計画見直し方針（改訂）（案）
- 2月 下水道事業審議会
 - ・パブリックコメントの結果報告部長会議（または庁議）
 - ・パブリックコメントの結果報告
- 3月 議会
 - ・パブリックコメントの結果報告市民説明会の開催
 - ・那珂市下水道事業全体計画見直し方針（改訂）